

令和2年度JEES・ドコモ留学生奨学金 募集・推薦要項

公益財団法人日本国際教育支援協会(以下「本協会」という。)では、NPO法人モバイル・コミュニケーション・ファンド(理事長 加藤 薫 氏、平成14年NTTドコモ設立、以下「MCF」という。)のご支援により、「令和2年度JEES・ドコモ留学生奨学金」(以下「奨学金」という。)の奨学生を下記により募集する。

記

1 目的

本奨学金は、アジア地域からの優秀な私費外国人留学生に対して奨学金を支給することによって、入学後の経済的不安を緩和し、学習効果を高めることに寄与することを目的とする。

2 奨学金の寄付者及び寄付の趣旨

本奨学金の寄付者であるMCFは、21世紀のマルチメディア社会において情報通信の発展とともに豊かで健全な社会を実現するため情報通信分野における人材の育成及び研究の促進、留学生に対する支援を通じた国際協力の推進並びに社会福祉の増進等、幅広い分野への支援活動を通じて社会全体の利益に寄与することを目的に活動している。

MCFは、アジア地域からの留学生への支援を通して、日本への理解を促進し、日本とアジア諸国との良好な友好関係構築に資することを趣旨として資金を提供された。

3 応募資格

次の各号のすべてに該当する者。

- (1) 令和2年4月に日本国内の大学(以下「大学」という。)の修士課程(博士前期課程)1年次に正規生として入学又は進学予定の私費外国人留学生。また、在留資格は留学である事。なお、日本国内の大学は、寄付者と協議の上選定した指定校制とする。
- (2) 下記の①または②の部門を専攻する者。
 - ① 通信技術、情報処理技術及びこれに関連する部門を専攻する者。
 - ② 人文・社会科学等の部門を専攻する者で、研究に「通信や情報処理」が活用されると大学が認める者。

(注)②に該当するものは願書の「留学計画(2)大学院在籍中の研究概要」の欄に研究手法としての通信や情報処理活用の考え方を明記すること。
- (3) インド、インドネシア、韓国、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、台湾、中国(香港、マカオを含む)、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、ブータン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、モルディブ、モンゴル、ラオスのいずれかの国・地域からの留学生。
- (4) 本奨学金の支給期間中、他の奨学金を受ける予定のない者[貸与型(返済が必要なもの)奨学金、学費免除及び一時金は除く]。
- (5) 留学の目的及び計画が明確で、修学効果が期待できる者。
- (6) 真に経済的援助を必要とする者。
- (7) 心身共に健康であり、かつ品行方正で学業成績が優秀な者。
- (8) 日本語でのコミュニケーションが可能な者(日本語で研究発表が出来る程度)。
- (9) 日本及び母国の情報通信分野の発展に貢献する意欲がある者。
- (10) 在籍大学の長の推薦を受けることができる者。

4 採用人数

8名程度

5 支給内容

月額奨学金:120,000円

6 支給期間

令和2年4月より令和4年3月までの2年間

7 応募・推薦方法

- (1) 本奨学金を受けようとする者(以下「応募者」という。)は、所定の様式による願書を、大学を通じて、本協会理事長(以下「理事長」という。)に提出する。
- (2) 大学の長は、3に掲げる応募資格に該当する者について、8に挙げる応募・推薦書類を、理事長に提出するものとする。なお、推薦人数については、推薦依頼文に別途示す。

8 応募・推薦書類

- (1) 願書(別紙様式1。日本語で記載されたものに限る。) 1通
- (2) 応募者の写真(最近6か月以内に撮影したもの。4.0cm×3.0cm、上半身、脱帽、裏面に氏名を記入し、願書の所定欄に貼付すること。) 1葉
- (3) 推薦書(別紙様式2。推薦理由は、指導教官等が記入すること。) 1通
- (4) 学業成績証明書 1通
(応募時に入手可能な直近のもの。提出が出来ない場合は、理由書(様式任意)を添付すること。日本語以外で記載されたものは和訳を添付すること。)

9 応募・推薦書類の提出期限

令和2年6月1日(月)本協会必着。なお、締切期日を過ぎた場合や提出書類に不備がある場合は、受理しない。また、提出書類は一切返却しない。

10 選考方法及び結果の通知

理事長は、7の(2)により推薦された者について書類審査を行い、奨学生を決定する。結果は令和2年8月中を目途に、大学を通じて通知する。なお、採否に関する照会には応じない。

11 支給方法

奨学金は、別に定める方法により、大学を通じて支給する。

12 受給者の義務

- (1) 受給者は、本奨学金支給期間中の学習・研究状況について、学業成績証明書と共に、毎年度末及び奨学金受給終了後1か月以内に、所定の様式により、大学を通じて本協会に提出すること。
- (2) 受給者は、学籍に変更があった場合、所定の様式により大学を通じて本協会へ遅滞なく届け出ること。
- (3) 受給者は、住所・連絡先に変更があった場合、大学在籍中は所定の様式により大学を通じて、大学卒業後は任意の様式により直接本協会へ遅滞なく届け出ること。
- (4) 本奨学金を受給した者は、自身の進路について、大学卒業時に所定の様式により、大学を通じて本協会に報告すること。
- (5) 受給者は、本協会または寄付者の要請に応じ、レポート等の提出、および交流会・インターンシップ等に参加すること。
- (6) 受給者はMCF主催の受給者交流会に原則として参加すること。なお、交流会は令和2年11月ないし12月に開催を予定している。また、交流会では研究内容を日本語で発表すること。
- (7) 本奨学金採用後、やむを得ない事情により応募時点での研究内容に変更が生じた場合は、大学を通じて、変更理由および変更後の研究内容を本協会に提出すること。

13 本奨学金の支給の休止又は終了及び決定取消

- (1) 受給者が大学を長期欠席した場合は、本奨学金の支給を休止する。なお、休止事由が止んで、所定の様式により奨学金支給の再開を願い出たときは、6に記載した奨学金の支給期間内において奨学金の支給を再開することがある。但し、6の支給期間は延長しない。
- (2) 受給者が次の①から④のいずれかに該当した場合には、本奨学金の支給を終了する。

- ① 大学を卒業、退学、休学又は留年した場合。
 - ② 12に記載した本奨学金受給者の義務を怠った場合。
 - ③ 募集・推薦要項の定める事項に該当しなくなった場合。
 - ④ その他受給者として相応しくないと判断された場合。
- (3) 寄付者からの寄付が滞った場合、事前通知のうえ、本奨学金の支給を休止又は終了する。
- (4) 応募・推薦書類の記載事項に虚偽のある場合は、本奨学金の支給決定を取り消す。

14 その他(注意事項等)

- (1) 受給者は、原則として、本奨学金の返還義務を負わない。ただし、13に挙げる事項に該当する場合、すでに支給している奨学金の返還を求める場合がある。また、本奨学金寄付者への入社その他への付帯義務を負うものではない。
- (2) 本奨学金採用決定(採用決定通知を大学が受領した時点)前に他の奨学金の受給が決定した場合、大学を通じて本協会に速やかにその旨報告しなければならない。また、本奨学金奨学生として採用された場合、受給期間終了まで本奨学金を辞退して他の奨学金を受給することはできない。
- (3) 所属大学の留学制度等を利用して海外に留学する場合、長期欠席又は休学の扱いとならなければ支給を継続する。

15 個人情報の取り扱い

- (1) 個人情報の管理
本協会は、本奨学金に関連して取得した願書・報告書等に記載される全ての個人情報を本協会の個人情報保護方針に基づき、細心の注意のもと管理・利用・破棄する。また、あらかじめ本人の同意がない限り、個人情報を他の第三者へ開示・提供しない。
- (2) 個人情報の利用目的
本協会は、本奨学金に関連して取得した個人情報を適切に管理し、下記以外の目的には利用しない。
 - ① 本奨学金奨学生の選考のため。
 - ② 本奨学金支給事務のため。
 - ③ 本奨学金交流会等の開催のため。
 - ④ 当協会実施の学生援助プログラムの案内や参加の際の連絡手段のため。
 - ⑤ 報告書、お礼状、近況報告等を事前に受給者本人からの承諾を受けた上で、当協会及び奨学金寄付者のホームページ等において広報目的に利用するため。

16 応募・推薦書類の提出先・問い合わせ先

公益財団法人日本国際教育支援協会 学生支援部 国際教育支援室
〒105-0003 東京都港区西新橋1-13-1 DLXビルディング12階
TEL:03-5454-5274 FAX:03-5454-5242 E-mail:ix@jees.or.jp